

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当町を巡る地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、当町が策定した伊奈町地域防災計画（令和 5 年 4 月改訂）やハザードマップを基に現状分析を行う。

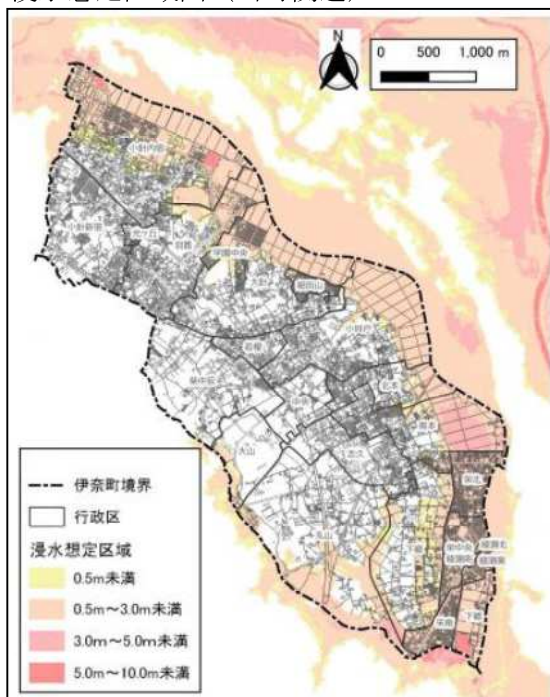
(1) 地域の災害リスク

(水害)

当町によると、過去 40 年間の風水害等の災害履歴については、「水害統計調査」（国土交通省水管理・国土保全局）等を参考としている。これによると、直近で最も大きな風水害による被害は、平成 3 年 9 月の台風第 17 号～第 19 号および豪雨・風浪によるものであり、綾瀬川沿いの家屋延べ 115 棟（床下浸水延べ 112 棟、床上浸水延べ 3 棟）に浸水被害が発生した。また、浸水区域は、綾瀬川に沿った区域、南側の蓮田市との境界から上尾市との境界に沿った区域及び本町丸山地区と下郷地区との境界の地盤の低い区域などとなっている。

当町の地域防災計画によると、荒川、利根川、中川流域においておおむね 1,000 年に 1 度起こる大雨（荒川流域の 3 日間総雨量 632mm、利根川流域・八斗島上流域の 3 日間総雨量 491 mm、中川流域の 2 日間総雨量 596 mm）が降った時に堤防が決壊した場合を想定している。それによると、当町は、綾瀬川沿い及び南部の低地を中心に 37.4%の区域が浸水し、それに伴い当町総人口の 44.7%に当たる 20,103 人の町民が浸水被害に遭うと想定される。そのうち、避難が必要と考えられる床上浸水区域の町民は、当町総人口の 40.7%に当たる 18,338 人と想定されている。そのなかには要配慮者である乳幼児が 766 人、高齢者が 4,411 人、外国人が 194 人含まれている。

浸水想定区域図（当町関連）

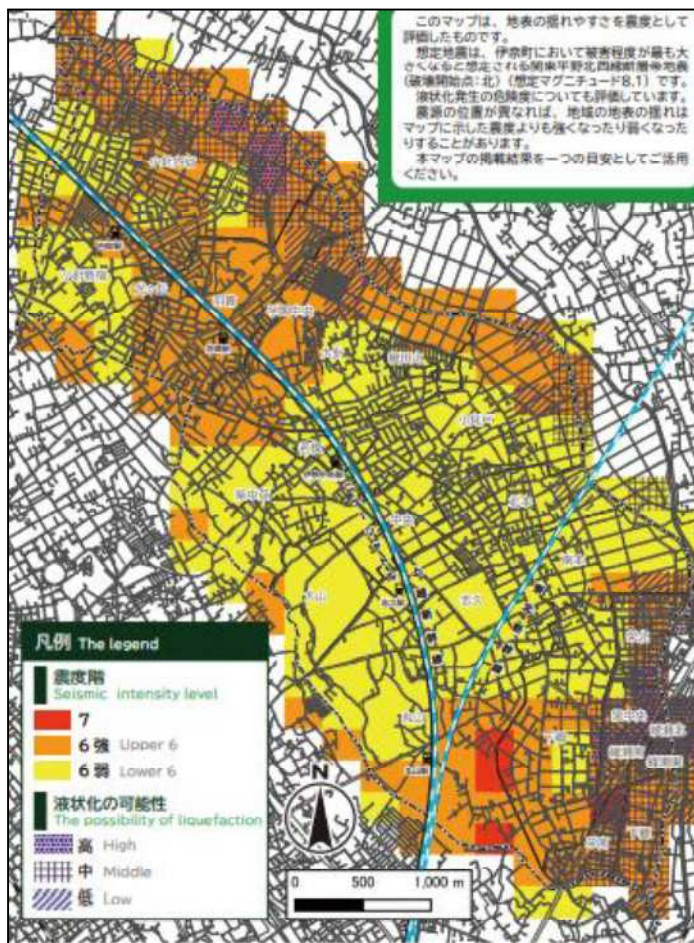


出所：伊奈町地域防災計画

(地震)

埼玉県が平成 26 年 3 月にまとめた「埼玉県地震被害想定調査」では、5 つの地震を想定しており、そのうち、建物被害や人的被害など、当町に最も大きな被害をもたらす地震は、最大震度 7 が発生する「関東平野北西縁断層帯地震」である。地域の地盤の状況から、地表の揺れやすさを震度として評価した揺れやすさマップによると全域で震度 6 強から 6 弱、一部で震度 7 と評価されている。想定される被害は、建物被害では全壊 647 棟、半壊 1,657 棟。ライフラインでは停電や上水道の断水等町民生活への影響が予想される。

地震による揺れやすさマップ



出所：伊奈町防災マップ（地震面）

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように多くの人が免疫をもっていないため、急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- (2) 商工業者の状況
- ・商工業者数 1,145
 - ・小規模事業者数 839
- (内訳)

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
商工業 者数	179	185	76	194	103	337	71	1,145

出所：令和3年経済センサス

- (3) これまでの取組
- 1) 当町の取組
 - ・伊奈町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・伊奈町防災マップの発行
 - ・土のうステーションの設置
 - ・防災、感染症等対策の実施
 - ・伊奈町業務継続計画（BCP）の策定等
 - 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・埼玉県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入推進
 - ・ビジネス総合保険（全国連）の周知及び加入推進
 - ・危機管理マニュアルの策定（事業継続に関わる内容も含む）

II 課題

現状においては、緊急事態に備え、平時・緊急時・発生後における取組について危機管理マニュアルを策定しているところである。一方、資金面や保管場所の制約等により、十分に準備できていない備品が存在している。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいない。

更に、損害保険、災害共済に対する助言が行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知などが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時（新型インフルエンザ等感染症においては、感染拡大時等）における連絡体制の整備。
- ・発災後（新型インフルエンザ等感染症においては、感染拡大時等）速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制・備品整備、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取り組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・**新型インフルエンザ等**感染症は、何時でもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・**新型インフルエンザ等**感染症に関しては、**事業者・職場における新型インフルエンザ等対策**ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業所へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事前対策

- ・**危機管理マニュアルの適時見直し**
- ・**備品の整備を進める**

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・地域内事業所と一定の契約数実績のある「埼玉県火災共済協同組合」と連携し、災害保険の啓発・普及推進を図り、小規模事業者のBCP計画策定を推進する。
- ・**新型インフルエンザ等**感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、**新型ウイルス感染症特約付き休業補償等**）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・(仮称)伊奈町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8の地震）や新型インフルエンザ等感染症の感染拡大が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・新型インフルエンザ等感染症の影響による職員減少や事業所閉鎖等に備えた訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を当会と当町で共有する。
- ・国内新型インフルエンザ等感染者発生後は、職員の体調確認を行うとともに、職場の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・新型インフルエンザ等感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等対応する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
下記のように常勤職員の居住地により災害発生時においても、2～3名は出勤できるものと想定する。

【職員の居住】

	伊奈町	さいたま市	さいたま市	宮代町	北本市
通勤距離	3km	9km	-	12km	8km
通勤手段	車	車	鉄道	車	車
所要時間	8分	25分	70分	30分	20分

- ・おおまかな被害状況を確認し、当会と当町において早急に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域で連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認がとれない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

	・地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有する。

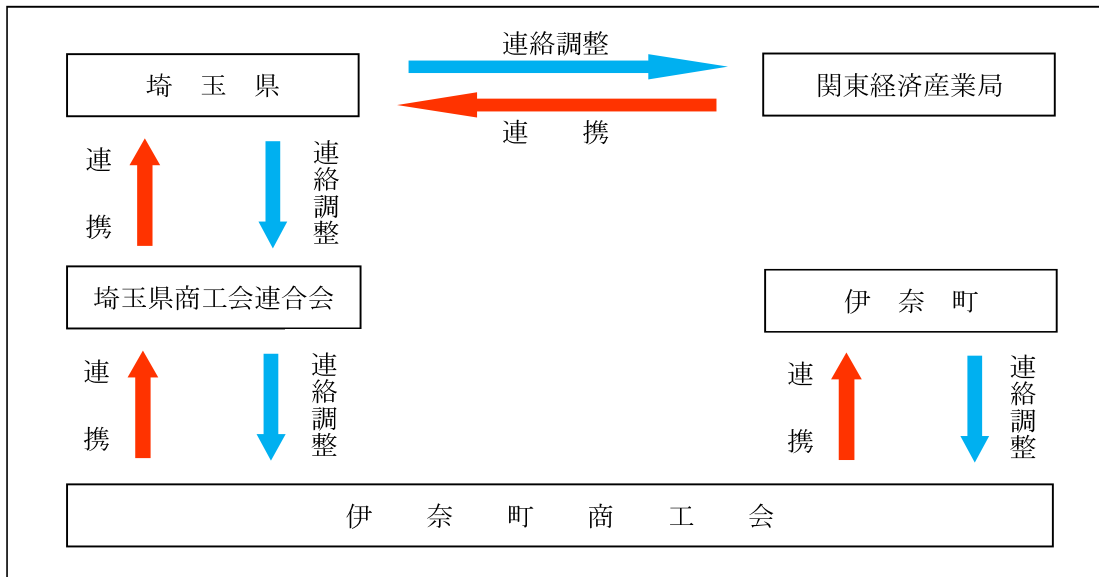
発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	2日に1回共有する
1カ月以降	1週間に1回共有する

・事態の状況を確認しながら、管内小規模事業者における経営状態や感染防止対策等の状況を確認すると共に、それらに対する課題（改善に向けた要望等）を把握する。

< 3. 発災後における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・新型インフルエンザ等感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて当会又は当町より埼玉県へ報告する。

【連絡体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と協議する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・新型インフルエンザ等感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又は、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

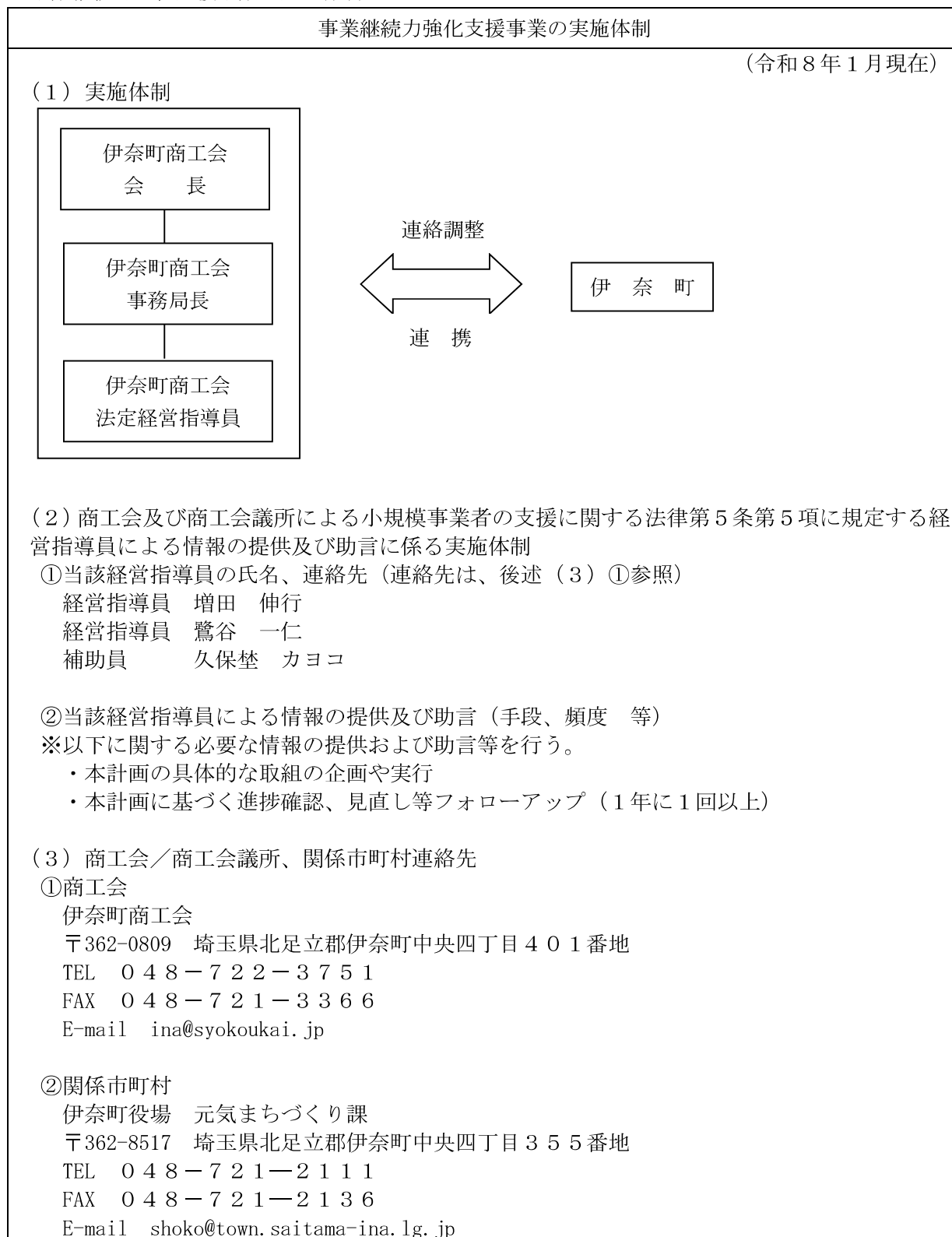
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ チラシ作成費	40	40	40	40	40
・ 通信運搬費	50	50	50	50	50
・ 消耗品費	130	130	130	130	130

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊奈町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 江原 貞治 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル7階
II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 野崎 友義 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する自然災害や感染症等のリスクの周知を行う。 ②商工会自身の危機管理マニュアルの適時見直し ③小規模事業者に対し、BCP 策定による実効性のある取組みの推進等の支援及び助言を行う。 ④BCP 策定に向けての普及啓発セミナーを開催する。
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する自然災害リスクの周知を行う。 ②自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業や災害補償、保険、共済加入等）の周知・説明を行う。
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①専門家派遣 ②パンフレット等の広報物提供 ③費用の助成
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供
連携体制図等